

# 西区役所 X 公式アカウント運用方針

## 1 はじめに

情報化社会が進展する中、インターネットを活用した情報発信はますます重要になってきています。様々な方が利用可能である「X」を通じた情報発信にあたり、無用な誤解や混乱を生まないよう、また実りあるコミュニケーションを行うため、西区役所 X 公式アカウントの運用方針を定めています。

## 2 目的

X を活用し、地域での取組みや様々な行政情報、防災に関する情報を積極的かつ即時に発信することで、区役所を身近に感じていただくとともに、区民の皆さんのが西区に愛着を持ちいつまでも住み続けたいと思われるようなまちづくりにつなげていくことを目的とします。

## 3 アカウント運用のルール

(1) ソーシャルメディアサービス名：X（旧ツイッター）

(2) 対応時間

原則として、平日 9 時～17 時 30 分としますが、この時間帯以外にも投稿する場合があります。

(3) 運用管理責任者

大阪市西区役所総務課長

(4) 運用者

大阪市西区役所職員

(5) 留意事項

- 西区役所アカウントは、原則、情報発信のみとします。
- 広く周知することを目的にリポストをする場合があります。
- 区政・市政へのご意見、ご提言につきましては、「市民の声」制度をご利用ください。
- 区政・市政全般に関することは「[西区ホームページ](#)」並びに「[大阪市ホームページ](#)」をご覧いただくか、各担当部署にお問い合わせください。また、市政や暮らしに関わる簡単なお問い合わせにつきましては[大阪市総合コールセンター（なにわコール）](#)をご利用ください。

(6) 「フォロー」「リポスト」の基準について

西区役所アカウントからの「フォロー」「リポスト」は、原則として公的機関及びそれに準ずるもの、または当区役所と協働する団体等が運用するアカウント及び記事に対して行います。

## (7) 禁止事項等

当ページをご利用いただく際には、下記事項が含まれるコメントや画像等の投稿はご遠慮ください。下記事項に該当すると運用管理責任者が判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントや画像等の全部または一部を非表示とする場合があります。

- 法令等に違反するもの
- 公序良俗に反するもの
- 人権侵害となるもの
- 犯罪行為等を誘発するもの
- 第三者を誹謗中傷しているもの
- 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするもの
- 政治的活動、宗教的活動、営業活動、その他営利を目的としたもの
- 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- 著作権、商標権、肖像権など運用者、利用者または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- 運用者、利用者または第三者に不利益を与えるもの
- 有害なプログラム等
- その他運用管理責任者が不適切と判断したもの

## 4 著作権

当ページに掲載されている、写真・イラスト・記事等の著作権は運用者又は正当な権利を有する者に帰属します。また、写真・イラスト・記事等の無断使用・無断転載を禁じます。ただし、著作権法上認められた場合や転載の対象となるものを改変せず出所を明記する場合は除きます。

## 5 免責事項

- 運用者は、当ページに掲載する情報の正確さには万全を期していますが、その内容を完全に保証するものではありません。
- 運用者は、利用者が当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- 運用者は、利用者により投稿されたコンテンツについて一切の責任を負いません。
- 運用者は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- 運用者は、上記 4 点のほか、当ページに関連する事項に起因または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。

- ・ ウェブサイトのアドレスについては廃止や変更があります。最新のアドレスについては、ご自身でご確認ください。
- ・ 当運用方針については、事前に告知なく変更する場合があります。

附則

この運用方針は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用方針は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運用方針は令和 5 年 10 月 20 日から施行する。

附則

この運用方針は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。